

限度額適用認定証・ 標準負担額減額認定証 の更新・申請

保険年金課 ☎66・1102
☎66・1103

■後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証の申請（☎66・1102）

後期高齢者医療保険に加入して非課税世帯の方は、申請により「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます。

この認定証を病院・入院時に医療機関窓口にて提示していただくと、1カ月の窓口負担金額が自己負担限度額までにおさえられます。また、入院時の食事代についても、別表のとおり減額されます。

「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は、7月31日までです。（引き続き該当となる方には、7月下旬に発送します）

新たに認定証が必要な方は、申請手続きを行ってください。
●申請手続きに必要なもの
印鑑、後期高齢者医療保険証

■国民健康保険限度額適用認定証・標準負担額減額認定証の更新・申請
（☎66・1103）

○限度額適用認定証

国民健康保険被保険者は申請により限度額適用認定証が交付されます。交付された限度額適用認定証を医療機関の窓口にて提出することにより、1カ月に支払う窓口負担金額が、自己負担限度額までとなります。

70歳以上で、かつ、非課税世帯などでない方は高齢受給者証が限度額適用認定証の代わりとなります。

○標準負担額減額認定証

非課税世帯の国民健康保険被保険者が入院した場合、申請により入院時の食事代（標準負担額）は別表のとおり減額されます。

○認定証の申請

随時受け付けていますので、必要な方は申請をしてください。ただし、国民健康保険税に滞納があると限度額認定証を交付できない場合があります。

○認定証の更新

現在、交付されている限度額適用認定証および標準負担額減額認定証の有効期限は7

月31日までです。8月以降も認定証が必要な方は、必ず7月中に更新手続きをしてください。

○手続きに必要なもの

保険証、印鑑、認定証（更新の方）

【共通事項・別表】

区 分		1食あたりの 入院時の食事代
標準負担額減額認定証がない場合		260円
市 県 民 税 非 課 税 世 帯	90日まで入院	210円
	90日を超える入院（申請月から過去12カ月間の入院日数）	160円

※市県民税非課税世帯のうち所得が一定基準に満たない世帯の方で70歳以上の方と、後期高齢者医療保険に加入の方は申請により入院日数に関わりなく自己負担額は100円。

～マリンレジャーシーズン到来 死亡事故「0」（ゼロ）を目指して～

海上保安庁夏季安全推進活動

7月1日(月)～8月31日(土)

夏季マリンレジャーシーズン中においては、毎年遊泳中の死亡事故が発生しています。海水浴場であっても、不慮の事故は発生する可能性があります。楽しい行楽が一変して悲惨な出来事とならないよう、次の点に心がけてください。

- 同行した子どもの動静には十分に注意を払うこと
- 飲酒しての遊泳は控えること
- 泳ぎに自信があっても、無理をしないこと
- 出掛ける前には、気象・海象の状況を必ず確認すること

マリンレジャーを楽しむ時の自分の命を守る三つの基本

1. ライフジャケットの常時着用
2. 連絡手段の確保（防水処置を施した携帯電話など）
3. 118番の有効活用

海のもしもは118番

三河海上保安署 ☎0532・34・0118



国民健康保険高齢受給者証を更新します

保険年金課 ☎66・1103

70歳以上の国民健康保険被保険者の方に交付している国民健康保険高齢受給者証（高齢受給者証）の有効期限は7

月31日です。新しい高齢受給者証は7月末までに郵送します。

8月以降、医療機関などを受診するときは、新しい高齢受給者証を提示してください。有効期限の切れた高齢受給者証は、市役所の保険年金課または市民課へお返しください。